新潟市ソフトボール協会会則

新潟市ソフトボール協会

新潟市ソフトボール協会会則

第1章　　総　則

（名　称）
第１条　　本会は、新潟市ソフトボール協会という。

（事務所）
第２条　　本会は、事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章　　目的及び事業

（目　的）
第３条　　本会は、ソフトボール愛好者に対して、競技力の向上を目指した事業を行い、ソフトボール競技の技術の向上を図るとともに、更なる普及振興につとめ、ソフトボール愛好者の親睦を図ることを目的とする。

（事　業）
第４条　　本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
１．ソフトボール大会の主催及び後援
２．ソフトボールの普及発展、並びに技術向上についての研究や指導
３．審判員・記録員・指導者、放送員の育成と、技術向上についての研究や指導
４．強化練習会の開催
５．その他、本会の目的を達成するために、必要と認めた事業

第3章　　組　織

（組　織）
第５条　　本会は、新潟市内に所在する職域チーム、クラブチーム、大学、高校、中学、小学生チーム及び本会の目的に賛同する個人会員をもって組織する。

第4章　　役　員

（役　員）
第６条　　本会に次の役員を置く。

会　　長	１　名	
副 会 長	若干名	
顧　　問	若干名	必要に応じて置くことができる
参　　与	若干名	必要に応じて置くことができる
理 事 長	１　名	
副理事長	若干名	
常務理事	若干名	
理　　事	協会運営に必要な人員	
監　　事	２　名	

（役員の選出）
第７条　　会長及び副会長は、理事会において推挙し、総会の承認を得て選出する。
２．理事及び監事は、前年度の理事が理事会において推挙し、総会において承認する。
３．理事は、その互選によって理事長、副理事長及び常務理事を選出する。
４．会長は、理事会の承認を得て、顧問及び参与を委嘱することができる。

（役員の職務）
第８条　　会長は、本会を代表し、業務を統括する。
２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
３．理事長は理事を代表し、業務を遂行する。
４．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは職務を代行する。
５．常務理事及び理事は、理事長を補佐し、業務を遂行する。
６．監事は、本会の財務を監査する。
７．顧問は、会長の諮問に応ずる。
８．参与は、理事会の諮問に応ずる。

（役員の任期）
第９条　　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
２．役員は、辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
３．補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残任期間とする。

第５章　　会　議

（総　会）
第 10 条　　総会は、本会の議決機関とし、毎年１回以上会長が招集する。

（理事会）
第 11 条　　理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

（定足数）
第 12 条　　総会は、本会に加盟登録されたチームの代表者及び個人会員の２分の１以上（委任状含む）の出席がなければ、開会することができない。
２．会議に出席できない場合は、他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

（議　長）
第 13 条　　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
２．理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議　決）
第 14 条　　会議の議決事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章　　加盟及退会

（加　盟）
第 15 条　　本会への加盟は、登録によるものとする。
　　２．登録についての事項は、別に定める。

（退　会）
第 16 条　　本会を退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
　　２．本会の名誉を著しく傷つけ、又は会の目的に反する行為をした会員は、理事会の議決により退会させることができる。
　　この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第7章　　会　計

（経　費）
第 17 条　　本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。
　　１．会費
　　２．寄付金品
　　３．補助金
　　４．事業に伴う収入
　　５．その他の収入

（会　費）
第 18 条　　本会の会員は、毎年登録を行うときに、会費を納入するものとする。
　　２．会費の額は別に定める。

（会計年度）
第 19 条　　本会の会計年度は、毎年１月１日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第8章　　事務局

（事務局）
第 20 条　　本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
　　２．事務局に関する事項は、別に定める。

第9章　　付　則

（会則の変更）
第 21 条　　この会則は、理事会の承認を得て、総会において出席者（委任状含む）の３分の２以上の、同意がなければ変更することができない。

（細則への委任）
第 22 条　　本会の運営に必要な細則は、理事会が別に定める。

（表　彰）
第 23 条　　表彰についての規定は、別に定める。

（他団体への加盟）

第 24 条　　本会は、新潟県ソフトボール協会に加盟し、県協会の事業及び行事に協力する。

２．本会は、㈶新潟市体育協会に加盟し、他団体との交流親睦を図る。

３．本会は、総会の同意を得て、本会の目的及び主旨にそった組織に、加盟することができる。

この会則は、昭和 51 年１月１日から施行する。

（一部改正）この会則は、昭和 55 年４月１日から施行する。

（一部改正）この会則は、昭和 59 年４月１日から施行する。

（一部改正）この会則は、平成２年４月１日から施行する。

（一部改正）この会則は、平成８年４月 10 日から施行する。

（一部改正）この会則は、平成 19 年１月 25 日から施行する。

（一部改正）この会則は、平成 23 年１月 25 日から施行する。

新潟市ソフトボール協会運営細則

（登　録）

この細則は、新潟市ソフトボール協会の会則第６章 15 条２項により定める。

１．登録は、チーム登録及び個人登録の２種類とし、役員及び審判員、記録員、指導者は、個人登録とする。

２．登録は、毎年行うものとし、登録の時期は、協会の事務局から登録の依頼があった時、又は大会に参加する前までに、会費を添えて登録する。

（会　費）

この細則は、新潟市ソフトボール協会の会則第７章 18 条２項により定める。

１．会費の額は、次の通りとする。

（1）チーム登録　　年額　￥8,000 円

（2）個人登録　　年額　￥3,000 円

（事務局）

この細則は、新潟市ソフトボール協会の会則第８章 20 条２項により定める。

１．事務局に、事務局長を置く。

２．事務局員を若干名を置くことができる。

３．事務局長は、理事会で選出し会長が任命する。

４．事務局員は、事務局長が任命する。

５．事務局長、事務局員は、会の事務にあたる。

（審判部、記録部、指導者部、放送部）

本会に、審判部、記録部、指導者部、放送部を設けることができる。

１．各部には部長１名、副部長若干名を置く。

２．各部は、登録された部員をもって構成する。

３．各部員は、理事長の要請があった時は、理事会に出席するものとする。

（その他）

この細則は、理事会の承認を得て、変更することができる。

この細則は、昭和 51 年１月１日から施行する。
（一部改正）この細則は、昭和 55 年４月１日から施行する。
（一部改正）この細則は、昭和 59 年４月１日から施行する。
（一部改正）この細則は、平成２年４月１日から施行する。
（一部改正）この細則は、平成３年４月１日から施行する。
（一部改正）この細則は、平成８年３月 18 日から施行する。
（一部改正）この細則は、平成 19 年１月 25 日から施行する。
（一部改正）この細則は、平成 23 年１月１日から施行する。

新潟市ソフトボール協会表彰規定

（根　拠）
第１条　　この規定は、新潟市ソフトボール協会の会則第９章第 23 条により定める。

（目　的）
第２条　　この規定は、新潟市ソフトボール協会の発展に貢献した功績顕著な者を表彰する。

（表彰の種類）
第３条　　前条による表彰は次の３種類とする。
１．特別表彰
（1）市協会 50 年にわたって尽力し、功績大なもの。
（2）全国大会に優勝し、市協会発展に尽力したもの（監督、指導者、チーム）
２．優秀チーム・優秀選手
（1）現在、市協会登録チームで、20 年以上の監督、コーチ、選手歴をもち、全国大会（国体含む）北信越大会に出場経験を持つもの。
３．功労者表彰
（1）市協会の役員を 15 年以上在籍し、その間新潟県大会以上の、大会の設営や運営に協力した者。

（表彰の方法）
第４条　　表彰は表彰状を贈ることによって行う。ただし、記念品を添えることができる。

（被表彰者の選考）
第５条　　被表彰者の選考にあたっては、関係団体から廣く推薦を受け、常務理事会で審議決定する。

（表彰期日）
第６条　　表彰は原則として、総会において行う。

（上部団体への推薦）
第７条　　特に功績顕著なものは、上部関係団体その他へ被表彰者として推薦ができる。

（規定の変更）
第８条　　この規定の条項は、常務理事会で４分の３以上の同意を得て変更することができる。

この規定は、平成 23 年１月１日から施行する。

新潟市ソフトボール協会申し合わせ事項

（弔　慰）

弔慰については、次の通りとする。

（1）本人　　￥10,000 円

（2）家族　　￥5,000 円

＊本人の実父母、義父母、夫又は妻が死亡した場合は、香典を協会が支払う。

＊特例として理事長、副理事長、事務局長が協議して決めることができる。

＊新潟県協会、他の協会関係者及び体育関係者を対象とすることもできる。

＊お見舞いは原則として、有志同士で行うこと。

（交通費、日当等）

交通費、日当、食事代、宿泊費は次の通りとする。

（1）交通費

＊JR 等の乗車料金の実費を支払う。

＊自家用車を利用する場合、新潟県協会にならって交通費を支払う。

（2）日　当　1 日　￥1,000 円を支払う。

（3）食事代　1 日　￥1,000 円を支払う。

（4）宿泊費　宿泊する場合は、実費を支払う。

（懇親会費）

懇親会については、次の通りとする。

（1）会費のおおむね、３分の２以内を協会が負担することができる。

（2）上記の交通費、日当等と懇親会費は、新潟県ソフトボール協会からの派遣役員、審判員、記録員、指導者は含まない。

（その他）

（1）新潟県ソフトボール協会が、金額の一部を負担する場合、差し引くものとする。

（2）全国大会、北信越大会等に出場するチームに、激励金を贈る。

（運用にあたって）

この申し合わせ事項は、実情に合わせ改めるものとするが、会務による場合は協議のうえ決める。

この申し合わせ事項は、平成 7 年 2 月 23 日から施行する。

（一部改正）この申し合わせ事項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改正）この申し合わせ事項は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。